

TAKUMA

第115期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時
（受付開始時間 午前9時20分）

開催
場所

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
当社本社1階大会議室

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員
であるものを除く。）
6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取
締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員
であるものを除く。）
に対する譲渡制限付
株式の付与のための
報酬決定の件

目次

第115期定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	16
連結計算書類	43
計算書類	53
監査報告書	60

株式会社 タクマ

証券コード：6013

株 主 各 位

(証券コード 6013)

2019年6月4日

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号

株式会社 **タクマ**
代表取締役社長 南 條 博 昭

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付をお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

3頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに賛否のご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
(受付開始時間 午前9時20分)

2. 場 所 兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号
当社本社1階大会議室
(末尾記載の「会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第115期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第115期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takuma.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネット等による議決権行使について

- (1) 郵送による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2019年6月25日(火曜日)午後5時00分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送とインターネット等による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等にて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット等接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

(ご参考)

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00～21:00)

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日9:00～17:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額995,433,552円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株あたり22円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について検討した結果、その決定手続、内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況	取締役会 出席状況 (2018年度)
1	かとう たかあき 加藤 隆 昭 再任	取締役 会長執行役員	17回／17回中 (100%)
2	なん じょう ひろあき 南 條 博 昭 再任	代表取締役社長 社長執行役員	17回／17回中 (100%)
3	ぬま た けん ご 沼田 謙 悟 再任	取締役 副社長執行役員 経営企画本部長兼東京支社長	17回／17回中 (100%)
4	にし やま つよ ひと 西 山 剛 史 再任	取締役 専務執行役員 営業統轄本部長兼事業管理本部長	17回／17回中 (100%)
5	たけ ぐち ひで き 竹 口 英 樹 再任	取締役 専務執行役員 エンジニアリング統轄本部長兼管理センター長	17回／17回中 (100%)
6	た なか こう じ 田中 康 二 再任	取締役 執行役員 コンプライアンス・CSR推進本部長兼 コーポレート・サービス本部長	17回／17回中 (100%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	 かとう たか あき 加 藤 隆 昭 (1954年1月26日生) <u>再任</u>	1977年4月 当社入社 2008年4月 同 執行役員 同 経営企画本部長 2008年6月 同 取締役 執行役員 2011年4月 同 取締役 常務執行役員 2013年4月 同 代表取締役社長 社長執行役員 2019年4月 同 取締役 会長執行役員（現在に至る）	24,140株
（取締役候補者とした理由） 主に経営企画部門、営業部門に従事、業務執行の最高責任者である社長執行役員を経て、現在は会長執行役員を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、取締役会での重要事項の決定および経営監督において適切な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	 なん じょう ひろ あき 南 條 博 昭 (1959年11月21日生) <u>再任</u>	1982年 4 月 当社入社 2009年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター環境技術 1 部長 2010年 9 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンターエネルギー技術 1 部長 2013年 4 月 同 執行役員 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター副センター長兼 エネルギー技術 1 部長 2014年 4 月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター長 2015年 6 月 同 取締役 執行役員 2016年 4 月 同 取締役 常務執行役員 同 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長 2018年 4 月 同 取締役 専務執行役員 2019年 4 月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）	7,290株
（取締役候補者とした理由） 主に計画技術部門に従事、技術全般を統括する専務執行役員エンジニアリング統轄本部長を経て、現在は業務執行の最高責任者である社長執行役員を務め経営全般を統括しており、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、取締役会での重要事項の決定および経営監督において適切な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	 ぬま た けん ご 沼 田 謙 悟 (1955年12月22日生) [再任]	1978年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2004年 4 月 株式会社みずほ銀行日本橋支店長 2006年 1 月 同 退行 2006年 3 月 みずほキャピタル株式会社常務取締役 2009年 5 月 同 退社 2009年 6 月 当社執行役員 同 営業統轄本部エネルギー・新環境本部 副本部長兼東京支社長 2011年 4 月 同 常務執行役員 同 営業統轄本部事業管理本部長兼 東京支社長 2011年 6 月 同 取締役 常務執行役員 2012年 4 月 同 営業統轄本部副本部長兼 事業管理本部長兼東京支社長 2013年 4 月 同 取締役 専務執行役員 同 営業統轄本部長兼事業管理本部長兼 東京支社長 2017年 4 月 同 営業統轄本部長兼事業管理本部長兼 環境本部長兼東京支社長 2018年 4 月 同 取締役 副社長執行役員（現在に至る） 2019年 4 月 同 経営企画本部長兼東京支社長（現在に至る）	13,736株
（取締役候補者とした理由） 事業管理部門長、営業全般を統括する営業統轄本部長を経て、現在は財務および経営計画策定・実行を統括する副社長執行役員経営企画本部長を務め、当社の業務および経営に関して十分な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、取締役会での重要事項の決定および経営監督において適切な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	 にし やま つよ ひと 西 山 剛 史 (1961年4月23日生) <u>再任</u>	1985年 4 月 当社入社 2012年 4 月 同 営業統轄本部事業管理本部業務 1 部長 2014年 4 月 同 経営企画本部企画部長 2015年 4 月 同 執行役員 同 経営企画本部副本部長兼企画部長 2016年 4 月 同 経営企画本部長 2016年 6 月 同 取締役 執行役員 2018年 4 月 同 取締役 常務執行役員 2019年 4 月 同 取締役 専務執行役員（現在に至る） 同 営業統轄本部長兼事業管理本部長 （現在に至る）	6,082株
（取締役候補者とした理由） 主に事業管理部門、営業部門、経営企画部門に従事、現在は営業全般を統括する専務執行役員営業統轄本部長を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、取締役会での重要事項の決定および経営監督において適切な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	 たけ ぐち ひで き 竹 口 英 樹 (1962年3月4日生) 再任	1985年4月 当社入社 2012年4月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター環境技術1部副部長 2014年4月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター環境技術1部長 2015年4月 同 執行役員 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター副センター長兼 環境技術1部長 2016年4月 同 エンジニアリング統轄本部 プロジェクトセンター長 2016年6月 同 取締役 執行役員 2018年4月 同 取締役 常務執行役員 2019年4月 同 取締役 専務執行役員（現在に至る） 同 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長（現在に至る）	6,168株
(取締役候補者とした理由) 主に計画技術部門に従事、現在は技術全般を統括する専務執行役員エンジニアリング統轄本部長を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、取締役会での重要事項の決定および経営監督において適切な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	 た な か こう じ 田 中 康 二 (1962年6月15日生) <u>再任</u>	1986年 4 月 当社入社 2009年 4 月 同 経営企画本部欧州企画部副部長 2011年 8 月 同 経営企画本部企画部長 2014年 4 月 同 コーポレート・サービス本部人事部長 2017年 4 月 同 執行役員 同 コンプライアンス・C S R 推進本部長兼 コーポレート・サービス本部長兼 法務部長 2017年 6 月 同 取締役 執行役員（現在に至る） 2018年 4 月 同 コンプライアンス・C S R 推進本部長兼 コーポレート・サービス本部長(現在に至る)	3,616株
(取締役候補者とした理由) 主に情報システムや経営企画部門、海外事業管理部門に従事、現在はC S R・人事・総務等のニュートラル部門を統括する執行役員コンプライアンス・C S R 推進本部長およびコーポレート・サービス本部長を務め、当社の業務および経営に関して豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの経験や知見を生かし、取締役会での重要事項の決定および経営監督において適切な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、タクマ役員持株会における本人の持分を含めております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、新たに独立社外取締役を1名増員することとし、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしましたと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
 ふじ た とも み 藤 田 知 美 (戸籍上の氏名 岡 田 知 美) (1980年11月4日生) 新任 社外 独立	2004年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 北浜法律事務所 入所 2012年1月 同 パートナー弁護士 2016年3月 同 退所 2016年4月 弁護士法人イノベンティア 創業 パートナー弁護士（現在に至る） 2017年2月 日本ライセンス協会理事（現在に至る） 2018年4月 京都大学法科大学院非常勤講師（現在に至る）	0株
(社外取締役候補者とした理由) 弁護士法人イノベンティアのパートナー弁護士として法律事務所の共同経営に携わるとともに、日本ライセンス協会理事や京都大学法科大学院非常勤講師としても活動し、知的財産や事業再生、M&A、会社法等の企業法務分野における豊富な経験や専門的な知見を有しております。 これらの経験や知見を生かし、中立的・客観的な監査とともに、当社の経営全般に対する提言、監督をしていただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、新任の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤田知美氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、藤田知美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として同取引所に届け出ており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 藤田知美氏が選任された場合には、当社は定款の定めに基づき、同氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
5. 本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員会の構成は以下のとおりとなります。

	氏 名	当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	えの もと やすし 榎 本 康	取締役（常勤監査等委員）
2	さ たけ ひろ みち 佐 竹 弘 通 社外 独立	取締役（監査等委員）
3	いわ はし おさむ 岩 橋 修 社外 独立	取締役（監査等委員） 公益財団法人警察育英会 専務理事 株式会社三光マーケティングフーズ 社外監査役
4	むら た みのる 村 田 実 社外 独立	取締役（監査等委員） 株式会社栗本鐵工所 常勤監査役
5	ふじ た とも み 藤 田 知 美 社外 独立	取締役（監査等委員） 弁護士法人イノベンティア パートナー弁護士 日本ライセンス協会理事 京都大学法科大学院非常勤講師

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第112期定時株主総会において、年額3億5,000万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額9,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は引き続き6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年120,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額はその発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、当該当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

また、本議案に関して、監査等委員会から、当社の中長期的な企業価値向上の観点から適切であるとの報告を受けております。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了、定年その他正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める死亡、任期満了、定年その他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的な範囲で調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. タクマグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調となりました。また、世界経済は、全体として緩やかな回復基調であるものの、通商問題の動向、中国経済の先行き、金融資本市場の変動等によるリスクもあり先行きは依然不透明な状況となっております。

このような情勢の下、当社グループの業績は、ごみ処理プラントやバイオマス発電プラントを中心に引き続き堅調な需要があり、主にこれらの建設工事や運営事業の受注増加により、受注高は前年度に比べ増加となりました。また、以下のように、受注済みプラントの建設工事が順調に進捗し売上高が増加したことに加え、原価低減が進み利益率が改善したことにより、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はそれぞれ増加となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	対前連結会計年度 増減率（%）
売上高	121,950	118,198	3.2
営業利益	11,604	10,029	15.7
経常利益	12,334	10,669	15.6
親会社株主に帰属 する当期純利益	8,853	7,847	12.8

当連結会計年度のセグメント別の受注状況および売上高・営業利益は次のとおりです。

受注状況

セグメント	受注高 (百万円)	対前連結会計年度増減率 (%)
環境・エネルギー (国内)	153,628	3.2
環境・エネルギー (海外)	799	△79.4
民生熱エネルギー	17,476	△1.2
設備・システム	8,567	20.0
セグメント間の内部受注	△642	32.2
合 計	179,829	1.5

売上高・営業利益

セグメント	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)
環境・エネルギー (国内)	93,724	12,405
環境・エネルギー (海外)	3,057	163
民生熱エネルギー	16,954	904
設備・システム	8,836	361
調 整 額	△621	△2,231
合 計	121,950	11,604

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

《 環境・エネルギー（国内）事業 》

ごみ処理プラントのDBO事業（建設・運営事業）を含む新設工事、基幹改良工事、設備更新工事、またバイオマス発電プラントの建設工事、O&M事業などの受注により、受注高は前年度に比べ4,735百万円（3.2%）増加の153,628百万円となりました。また、受注済みプラントの建設工事が順調に進捗したことから、売上高は3,649百万円（4.1%）増加の93,724百万円となりました。

損益面では、売上高の増加に加え原価低減が進み利益率が改善したことにより、営業利益は1,917百万円（18.3%）増加の12,405百万円となりました。

《 環境・エネルギー（海外）事業 》

厳しい競争環境を受け、新設プラントの受注に至らなかったことから、受注高は前年度に比べ3,073百万円（79.4%）減少の799百万円となりました。また、売上高は343百万円（10.1%）減少の3,057百万円となりました。

損益面では、主にプラント建設工事の原価低減が進んだことから、営業利益は85百万円（109.9%）増加の163百万円となりました。

《 民生熱エネルギー事業 》

小型貫流ボイラ、真空式温水機など、汎用ボイラの更新需要の獲得やメンテナンス受注の拡大に取り組みましたが、大型のメンテナンス受注があった前年度に比べ受注高は219百万円（1.2%）減少の17,476百万円となりました。また、売上高は366百万円（2.1%）減少の16,954百万円となりました。

損益面では、売上高の減少に加え、部材価格の上昇などにより、営業利益は110百万円（10.9%）減少の904百万円となりました。

《 設備・システム事業 》

主に空調設備、給排水設備などの建築設備事業における増加により、受注高は前年度に比べ1,426百万円（20.0%）増加の8,567百万円となりました。また、売上高は1,139百万円（14.8%）増加の8,836百万円となりました。

損益面では、営業利益は133百万円（58.2%）増加の361百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、生産設備等に対して総額638百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、世の中が必要とするもの、世の中に価値があると認められるものを生み出すことで、社会に貢献し、企業としての価値を高め、長期的な発展と、すべてのステークホルダーの満足を目指すことを経営理念としております。

この経営理念のもと、「再生可能エネルギーの活用と環境保全の分野を中心にリーディングカンパニーとして社会に必須の存在であり続け」ること、そして目指すべき利益レベルとして「2020年度に経常利益100億円」を掲げ、事業環境が大きく変動するなかにおいても、安定的に100億円以上を獲得し得る体制を構築することを企業ビジョンとしており、その実現を目指し事業活動を展開しております。また、このビジョンは当社単独ではなく当社グループ全体の力を結集することにより、その成果として実現できるものと考えており、連結決算における収益の最大化と企業価値の増大を経営の基本方針としております。

当社グループの主要事業領域においては、足元では引き続き堅調な需要が見込まれるものの、中長期的には国の政策変更や社会構造の変化に伴い事業環境が大きく変化していくことが予想されます。このような認識のもと、当社グループでは将来予想される事業環境の変化を見据え、企業ビジョンの達成とその後の着実な成長に向けて企業力を高めていくことをテーマとする第12次中期経営計画（2018～2020年度）を鋭意推進しております。本中計では、以下の5つを基本方針として掲げております。

① 収益基盤のより一層の強化・拡大

当社グループの商品は納入から20年、30年と長期に渡りお使いいただくものが多く、より長く、より効果的に活用していただくために継続して質の高いアフターサービスを提供していくことが、お客様と当社グループ相互の利益につながり、長期的かつ安定的な収益の基盤となる。多様化する顧客ニーズに的確に対応し、プラント・製品のライフサイクルを通じて質の高いソリューションを提供し続けていくことにより、収益基盤の更なる強化・拡大を図る。

② 持続的成長の確保

これまでの事業活動を通じて蓄積してきた技術・実績・経験・ノウハウなどの「強み」をベースとして、独自性のある技術・サービス・ビジネスモデルを継続的に生み出し顧客価値を創造するとともに、顧客ニーズの変化や新たな社会的課題の出現等、外部環境の変化に迅速に対応し、競争優位を確保・創出していくことで持続的な成長の確保につなげる。

③ ビジネスプロセス変革等による生産性の向上

社会構造の変化や、顧客ニーズ・社会的課題の高度化・多様化など、外部環境の変化に伴い複雑化してきたビジネスプロセスを抜本的に見直して再構築し、より付加価値の高い業務に注力することで生産性を高め、人的資源の効果的活用と提供価値の更なる向上を目指す。

④ 人材の活躍促進

当社グループの今後の事業展開に不可欠な多様な人材の採用・育成を推進するとともに、社員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組み、持てる能力を最大限発揮し活躍できる環境づくりを進めていく。

⑤ コンプライアンス経営の継続的推進

継続的な啓発・教育活動によりコンプライアンス意識は着実に根付いてきているが、これまで積み上げてきた品質等への信頼を揺るがすことのなきよう、引き続き改善を怠ることなく活動していくとともに、内部通報制度やC S R意識調査等の仕組みを効果的に運用・活用し、グループ全体のコンプライアンス意識の更なる浸透・向上を図る。

これら基本方針に基づく諸施策の実施により、計画期間（2018～2020年度）累計の連結経常利益330億円の達成を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期 2015年度	第113期 2016年度	第114期 2017年度	第115期 2018年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	99,919	191,026	177,116	179,829
売 上 高 (百万円)	113,088	116,309	118,198	121,950
経 常 利 益 (百万円)	9,646	11,605	10,669	12,334
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,817	8,550	7,847	8,853
1株当たり当期純利益(円)	94.55	103.43	94.93	107.10
総 資 産 (百万円)	132,614	140,201	151,488	155,988
純 資 産 (百万円)	58,809	67,727	76,725	83,087
1株当たり純資産(円)	708.18	815.77	924.25	1,000.34

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、自己株式数を控除して算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第114期については遡及適用後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日本サーモエナー	491百万円	100%	小型ボイラ他の製造、販売
株式会社タクマテクノス	248百万円	100%	環境設備の運転管理および当社製品の据付工事
株式会社サンプラント	216百万円	100%	空調・衛生設備の設計、施工

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品等
環境・エネルギー事業	一般廃棄物処理プラント、産業廃棄物処理プラント、資源回収プラント、下水処理プラント、汚泥焼却プラント、バイオマス発電プラント、ガスタービンコージェネレーションシステム等のエンジニアリング、製造、販売、工事、運転および保守 廃棄物処理、電力小売
民生熱エネルギー事業	小型貫流ボイラ、真空式温水機等の製造、販売、工事および保守
設備・システム事業	建築設備、半導体産業用設備、クリーンシステム等のエンジニアリング、製造、販売、工事および保守

(8) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 店	兵 庫 県 尼 崎 市
東 京 支 社	東 京 都 中 央 区
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市
中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
播 磨 工 場	兵 庫 県 高 砂 市
台 北 支 店	台 湾 台 北 市

② 主な子会社

名 称	所 在 地
株式会社日本サーモエナー	東 京 都 港 区
株式会社タクマテクノス	東 京 都 中 央 区
株式会社サンプラント	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従 業 員 数	(前連結会計年度末比増減)
3, 6 1 9 名	(1 0 名 増)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	(前連結会計年度末比増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
8 5 2 名	(1 5 名 増)	4 3 . 3 歳	1 5 . 4 年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 当社グループの主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 321,840,000株

(2) 発行済株式の総数 83,000,000株

(注) 発行済株式の総数には自己株式47,204株が含まれております。

(3) 株主数 4,005名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,415千株	10.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,980千株	9.6%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,022千株	4.8%
日本生命保険相互会社	3,593千株	4.3%
THREADNEEDLE INVESTMENT FUNDS ICVC-JAPAN FUND	2,275千株	2.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,771千株	2.1%
タクマ共栄会	1,735千株	2.1%
GOVERNMENT OF NORWAY	1,718千株	2.1%
J P MORGAN CHASE BANK 380055	1,688千株	2.0%
株式会社三井住友銀行	1,621千株	2.0%

(注) 持株比率は自己株式47千株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	加 藤 隆 昭	
取 締 役 副社長執行役員	沼 田 謙 悟	営業統轄本部長兼事業管理本部長兼環境本部長兼東京支社長
取 締 役 専務執行役員	南 條 博 昭	エンジニアリング統轄本部長兼管理センター長
取 締 役 常務執行役員	西 山 剛 史	経営企画本部長
取 締 役 常務執行役員	竹 口 英 樹	エンジニアリング統轄本部プロジェクトセンター長
取 締 役 執 行 役 員	田 中 康 二	コンプライアンス・CSR推進本部長兼コーポレート・サービス本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	榎 本 康	
取 締 役 (監査等委員)	佐 竹 弘 通	
取 締 役 (監査等委員)	岩 橋 修	公益財団法人警察育英会 専務理事 株式会社三光マーケティングフーズ 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	村 田 実	株式会社栗本鐵工所 常勤監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 佐竹弘通氏、岩橋修氏および村田実氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役（監査等委員） 佐竹弘通氏、岩橋修氏および村田実氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員） 榎本康氏は、当社の財務・会計部門での経験や、常勤監査等委員を務め、監査、監督業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役（監査等委員） 佐竹弘通氏は、金融機関における長年の経験と当社を含め上場企業の会社経営の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員） 岩橋修氏は、当社を含め上場企業の社外監査役、監査等委員である社外取締役を長年務め、監査、監督業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員） 村田実氏は、当社を含め上場企業の監査役、監査等委員である社外取締役を長年務め、監査、監督業務に携わった経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、榎本康氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 取締役 岩橋修氏の兼職先である公益財団法人警察育英会、株式会社三光マーケティングフーズと当社の間には、特別の関係はありません。
9. 2019年4月1日付で下記のとおり変更がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
加藤隆昭	取締役 会長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員
南條博昭	代表取締役社長 社長執行役員	取締役 専務執行役員 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長
沼田 謙悟	取締役 副社長執行役員 経営企画本部長兼東京支社長	取締役 副社長執行役員 営業統轄本部長兼事業管理本部長兼 環境本部長兼東京支社長
西山剛史	取締役 専務執行役員 営業統轄本部長兼事業管理本部長	取締役 常務執行役員 経営企画本部長
竹口英樹	取締役 専務執行役員 エンジニアリング統轄本部長兼 管理センター長	取締役 常務執行役員 エンジニアリング統轄本部プロジェクト センター長

【ご参考】

当社は執行役員制度を導入しております。2019年4月1日現在の取締役を兼務していない執行役員は下記のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	眞 鍋 隆	営業統轄本部国際本部長
常務執行役員	谷 良 二	エンジニアリング統轄本部建設センター長
常務執行役員	内 山 典 人	エンジニアリング統轄本部設計センター長
常務執行役員	足 立 光 陽	営業統轄本部エネルギー本部長
執 行 役 員	田 口 彰	エンジニアリング統轄本部技術センター長
執 行 役 員	富 田 秀 俊	営業統轄本部環境本部長
執 行 役 員	前 田 典 生	エンジニアリング統轄本部プロジェクトセンター長
執 行 役 員	濱 田 州 朗	経営企画本部副本部長兼企画部長
執 行 役 員	中 村 圭 志	エンジニアリング統轄本部建設センター副センター長兼 品質管理部長

(2) 取締役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	6 名	2 4 5 百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 名 (3 名)	4 4 百万円 (2 5 百万円)
合 計	1 0 名	2 8 9 百万円

- (注) 1. 第112期定時株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬年額は、賞与を含め350百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬年額は72百万円以内であります。
2. 報酬等の総額には第115期定時株主総会終了後に支払う予定の取締役（監査等委員を除く）に対する賞与44百万円を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員）には賞与は支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	佐竹 弘 通	取締役会 17回/17回中 監査等委員会 11回/11回中	主に財務等に関する知見やグローバル展開を推進する食品業界における会社経営の豊富な経験を生かして議案審議等に必要な発言、監査に関する重要事項の協議等を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員)	岩 橋 修	取締役会 16回/17回中 監査等委員会 11回/11回中	主にリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を生かして議案審議等に必要な発言、監査に関する重要事項の協議等を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員)	村 田 実	取締役会 16回/17回中 監査等委員会 10回/11回中	主に上場企業の品質管理部門長や常勤監査役として培った経験・知見を生かして議案審議等に必要な発言、監査に関する重要事項の協議等を適宜行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めに基づき、取締役（監査等委員） 榎本康氏、佐竹弘通氏、岩橋修氏および村田実氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	6 0 百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6 6 百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容についてその適切性を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらおよびその他の報酬の合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案といたします。

6. 内部統制に関する基本方針および基本方針の運用状況

当社は会社法ならびに会社法施行規則に定められた「業務の適正を確保する体制」の基本方針を取締役会において決議しております。基本方針および基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
①取締役、執行役員、従業員の行動規範として定めた「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」の遵守を図る。	「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」を取締役、執行役員、従業員に配付し、その周知徹底を図っております。
②取締役会については、取締役会規則によりその適切な運営を確保すると共に、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図ると共に、取締役相互に業務執行を監督し、法令、定款の違反行為を未然に防止する。	取締役会は、毎月1回の定期開催を原則として必要に応じ適宜開催し、当社の経営にかかわる重要な事項や法令で定められた事項について意思決定を行うと共に、取締役の職務の執行を監督しております。なお、当期は取締役会を17回開催いたしました。

基本方針	運用状況の概要
③取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査の方針および分担に従い、監査等委員会の監査対象になる。また、取締役が他の取締役の法令、定款の違反を発見した場合は直ちに監査等委員会へ報告し、その是正を図る。	監査等委員は、取締役会および経営執行会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の適時かつ的確な把握と監視に努めるなど、厳正な監査を行っております。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

基本方針	運用状況の概要
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」その他の関連規程に基づき適正に保存、管理する。	取締役会議事録等は、適正に作成され、担当部署において適切に保存、管理されております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

基本方針	運用状況の概要
①当社の業務に係るリスクに対応するため、全社におけるリスク管理を統括する部門を設け、関連委員会等と共にリスクマネジメントを推進する。	「リスクマネジメント方針」、「リスク管理規程」等、関連諸規程に基づき遂行されており、リスクを一元管理するためリスク管理部門を置いております。
②損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定めて個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ってリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする緊急対策本部を設置して危機管理にあたることとし、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。	各部門は、年度毎に「リスク管理計画」「リスク管理報告」をまとめ、リスク対策を講じております。また、多大な損失等が想定され、全社的な対応措置が必要になった場合のための「危機管理規程」、大規模災害等の緊急事態の発生時において、事業の継続を図るための「事業継続計画書」を策定しております。

4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
①執行役員制度により、重要事項の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員出席による経営執行会議を開催する。	経営の意思決定の迅速化および経営責任の所在明確化のため、執行役員制度を導入しており、取締役会に付議する事項およびその他業務執行に関する重要な事項を審議すると共に、取締役会での決議事項や業務執行に係わる重要事項を的確に執行部門に指示・伝達する機関として経営執行会議を設置しております。なお、当期は経営執行会議を20回開催いたしました。
②経営執行会議は、取締役会に付議する事項およびその他経営に関する重要な事項を審議し、取締役会に上程する機能ならびに、取締役会での決議事項およびその他業務執行に係る重要な決定事項を効率的に遂行するため執行部門に指示・指令する機能を有する。	
③取締役会の決議に基づく業務執行については、「決裁権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、ならびに執行手続の詳細を定める。	

5. 当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
①コンプライアンス全体を統括する部門を設置し、「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」に基づき、コンプライアンス体制の確立とその整備ならびに維持を図る。	コンプライアンス・CSR推進担当部署の主導のもと、コンプライアンス・CSRを浸透させることを目的に設置した「コンプライアンス・CSR推進機構部会」によって、その推進を図っております。
②法令、定款違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス統括部門および外部の第三者機関を情報受領者とする社内通報制度を整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行う。	法令違反その他コンプライアンス違反に対し、迅速かつ効果的な対応がとれるようコンプライアンス統括部門および外部の第三者機関を情報受領者とする社内通報制度を設け、適切に対応しております。
③執行部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス体制の実施状況を含む内部監査を実施する。	内部監査部門が、経営活動全般にわたる管理・運営制度および業務遂行が、法令、社内諸規程等に適合し、正確・妥当かつ合理的なものであるかを検討・評価しております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

基本方針	運用状況の概要
①当社は、「グループ経営における運営基準」を定め、これに基づき重要事項を承認し、または報告を受け、グループ全体の適正な管理を行う。	「グループ経営における運営基準」に基づき重要事項を承認し、または報告を受け、グループ全体の適正な管理を行っております。
②当社は、グループ会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況について、当社経営執行会議において、定期的に報告を受ける。	グループ会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況については、当社経営執行会議において四半期ごとに報告を受けております。
③グループ会社取締役は、グループ会社において、法令、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、または当社からの経営指導内容が法令、定款に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社監査等委員会へ報告を行う。	当社監査等委員は、グループ会社の取締役および監査役等と情報の交換を行い、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けるなど意思疎通を図っております。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

基本方針	運用状況の概要
グループ会社は、業務執行に係るリスクに対応するため、自主的方针、計画に基づいてリスクマネジメントに取り組み、当社はこれを支援する。	グループ会社のリスクマネジメントは、各社が自主的方针、計画に基づいて遂行し、当社が支援しております。

(3) 子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
「グループ経営における運営基準」および中期経営計画等で定めるグループ方針に基づき、管轄部門が中心となってグループ会社の経営管理・経営指導を行い、グループ全体の業務の効率化および適正化を図る。	「グループ経営における運営基準」の運用、管轄部門による監督、グループ会社取締役ならびに当社管轄部門からの経営執行会議への報告等により経営状況を確認しております。

(4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
①グループ会社における業務の適正を確保するため、「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」の遵守の共有化を進める。	「タクマグループコンプライアンス・CSR推進連絡会」を設置し、グループ全体においてコンプライアンス方針が徹底されるよう、グループ会社の啓蒙・教育に努めております。
②当社および当社グループ会社の財務報告の適正性を確保するために必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。	金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制について、経営活動に必要なかつ適切な管理・運営制度を整備し、有効に運用しております。
③当社内部監査部門の内部監査対象に主要なグループ会社を含め、リスクの監視を行う。	当社内部監査部門は、主要なグループ会社におけるリスクマネジメントの遂行状況等が、適切なものであるかの検討・評価を行っております。

7. 当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

基本方針	運用状況の概要
監査等委員会の下に「監査等委員会室」を設置し、必要に応じて、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員会が相談のうえ補助使用人を置くこととし、当社の従業員から任命する。	監査等委員会の補助部門としての「監査等委員会室」を設置しております。

8. 7項の取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

基本方針	運用状況の概要
①補助使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。	補助使用人は、独立性が確保されており、その任命、異動等の人事事項は監査等委員会と事前に協議を行っております。
②補助使用人は、業務の執行にかかる職務を兼務することが出来る。	

9. 7項の取締役および使用人に対する当社監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

基本方針	運用状況の概要
補助使用人が監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役（監査等委員であるものを除く。）その他の業務執行者の指揮命令は受けない。	補助使用人は、監査等委員会の指示に従い監査等委員会の職務の補助を行っております。

10. 当社監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および従業員が当社監査等委員会に報告するための体制

基本方針	運用状況の概要
取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および従業員が監査等委員会に報告すべき事項ならびに時期についての規程を定め、それに基づき、監査等委員は経営執行会議その他重要な会議への出席を通じて業務執行状況を把握する。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および従業員は、当社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について適時に監査等委員へ報告する。	監査等委員は取締役会のほかに、経営執行会議、その他の重要な会議に出席し、業務の執行状況等を把握しております。その他、「監査等委員に報告すべき事項等に関する規程」に基づき、必要な報告を適時に受けております。

(2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

基本方針	運用状況の概要
①監査等委員はグループ会社が重要な業務執行状況について報告する当社経営執行会議に出席し報告を受けると共に、「グループ経営における運営基準」に定められた重要事項について適時に報告を受ける。	監査等委員は、経営執行会議に出席し、グループ会社の状況について四半期ごとに報告を受けております。また、その他重要な事象は適時に監査等委員に報告されております。
②監査等委員はグループ監査役連絡会を定期的に開催し、監査状況等の報告を受ける。	当社監査等委員とグループ会社の監査役との連携および情報共有のため「タクマグループ監査役連絡会」を定期的に開催しております。
③グループ会社の社内通報制度における社外通報窓口は、当社コンプライアンス統括部門または社外の第三者機関とし、グループ会社の通報窓口に届いた通報のうち重要なものについては、その調査結果を監査等委員会へ報告する。	グループ会社の通報窓口に届いた通報のうち重要なものについては、当社監査等委員会へ報告されております。

11. 10項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
社内通報制度の通報者は、通報したことを理由として、不利な取扱いを受けることはない。	「社内通報規程」において、通報者が通報したという行為自体を理由に不利な取扱いを受けることはないと規定し、その周知を図っております。

12. 当社監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

基本方針	運用状況の概要
当社監査等委員が、職務の執行について生ずる費用等の請求を当社へ行うときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じる。	監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の処理は、監査等委員の請求に基づき速やかに実施しております。

13. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
監査等委員会は、必要と認めるときは、代表取締役等に対して、監査の体制・環境整備に関し、その確保を要請することが出来る。	監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を確保するため、監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、意思疎通を図っております。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

基本方針	運用状況の概要
①市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、タクマグループ会社倫理憲章やタクマグループ会社行動基準に定めたとおり、一切関係を持たない。	「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」に市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない旨を定めており、周知徹底を図っております。
②反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力の最新の動向に関する情報の収集に努め、警察をはじめとする外部の専門機関との連携を図るなど、組織全体で速やかに対処する。	反社会的勢力に対応する主管部署を定めて、企業防衛対策協議会に加盟するほか、所轄警察署等との情報交換を行い最新の動向を把握するよう努めております。また、「暴力団等反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、組織的な対応を行う体制を整備しております。事案の発生時には必要に応じ、関係行政機関、法律の専門家等と緊密に連携し、速やかに対処いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を取締役会において決議しており、その概要は下記のとおりです。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、世の中が必要とするもの、世の中に価値があると認められるものを生み出すことで、社会に貢献し、企業としての価値を高め、長期的な発展と、すべてのステークホルダーの満足を目指すことを経営理念としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、この理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていくものでなければならないと考えております。

当社取締役会は、あらゆる大規模な買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。また、大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。しかし、株式の大規模な買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な買付行為に応じることを株主の皆様に強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模な買付行為に対しては、当社としてあらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は昭和13年（1938年）の創業以来、ボイラ業界のパイオニアとして産業用、動力用、船舶用、空調用などあらゆる種類のボイラを生産し、「ボイラならタクマ」とのご信頼をいただいてまいりました。また、経済成長に伴う、環境公害問題にもいち早く取り組み、昭和38年（1963年）には機械式ごみ焼却炉国内第一号機を完成させたのをはじめとして環境事業にも進出いたしました。以来、ボイラプラントなどの熱エネルギー分野とごみ処理プラント、水処理プラント、産業廃棄物処理プラントなどの環境分野に事業展開を図り、これらの分野に経営資源を集中することによって、より高い企業価値を創出してまいりました。当社は、今後とも、再生可能エネルギーと環境保全分野でのリーディングカンパニーとして社会に必須の存在でありつづけ、中長期的な事業戦略に基づいた経営を継続する所存であります。

(1) 第12次中期経営計画による企業価値向上の取り組み

当社は、現在の中長期ビジョン（企業ビジョン）の最終ステージとなる2018年度からの3ヵ年を対象期間とした第12次中期経営計画を鋭意推進しております。

概要

将来予想される事業環境の変化を見据え、企業ビジョンの達成とその後の着実な成長に向けて企業力を高めていくために以下の5つの基本方針を掲げております。

- ① 収益基盤のより一層の強化・拡大
- ② 持続的成長の確保
- ③ ビジネスプロセス変革等による生産性の向上
- ④ 人材の活躍促進
- ⑤ コンプライアンス経営の継続的推進

(2) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

長期にわたって当社の企業価値を守りかつ着実に増大させていくためには、事業の発展のみならず企業運営において明確なガバナンスが確立されていること、すなわち経営に対する株主の監督機能が適切に発揮され、また執行者による業務執行の過程が透明で合理的・効率的でかつ遵法であることが必要不可欠であります。そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が当社にとって経営の最重要課題の一つであるという認識のもと、内部統制システムの構築を行うとともに、コンプライアンス意識の徹底を図るため「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」を定め、全役職員に配布し、啓蒙・教育に努めております。さらに内部通報窓口である「ヘルプライン」を社内および社外に設置し、社内通報制度を確立しております。

また、当社は監査等委員会に独立性の高い社外取締役3名を配置しております。これにより、業務執行者に対する監督機能を一層強化し企業価値を継続的に向上させていく所存であります。

(3) 安定した株主還元策

当社は、激化する市場での競争力を確保するため企業体質の強化を図りつつ、業績等を総合的に勘案しながら、株主の皆様への安定した利益還元を行うことを方針としております。

なお、内部留保金は、将来の企業価値増大に必要な資金として、研究開発費や設備投資、戦略投資などに充当する方針であります。

Ⅲ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2016年6月28日開催の第112期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下、「本対応方針」という。）を継続導入しました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とし当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に損なうおそれのある大規模買付行為に対し、下記のとおり、一定の対抗措置を講じることを可能とすることを目的としたものであります。

当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、当社が設定した大規模買付ルール（①大規模買付者による当社取締役会への事前の必要情報提供、②当社取締役会による一定の評価期間経過後の大規模買付行為の開始）に則り、大規模買付者に対して、事前に大規模買付行為に関する情報提供を求めます。その後、大規模買付者から提供された情報を検討・評価し、当社取締役会としての意見を公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合に、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社株主の皆様に対し代替案の提示を行います。

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、当社社外取締役および社外有識者で構成する特別委員会を設置しております。特別委員会は、大規模買付行為に関して、当社取締役会に対し、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかの助言および対抗措置の発動の是非についての勧告を行います。

大規模買付者がルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主共同の利益を損なうと判断される場合には、当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の意見を最大限に尊重した上で、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当を行うことができるものとします。

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.takuma.co.jp/>)に掲載していますのでそちらをご覧ください。

※本対応方針の手続きの概略につきましては、別紙1をご参照ください。

Ⅳ.本対応方針の合理性

（１）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価

値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日から適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容にも十分配慮しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、2016年6月28日開催の定時株主総会において承認されており、株主の皆様の意向が反映されたものとなっております。加えて、本対応方針の有効期間(2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しております。

独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値ひいては当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

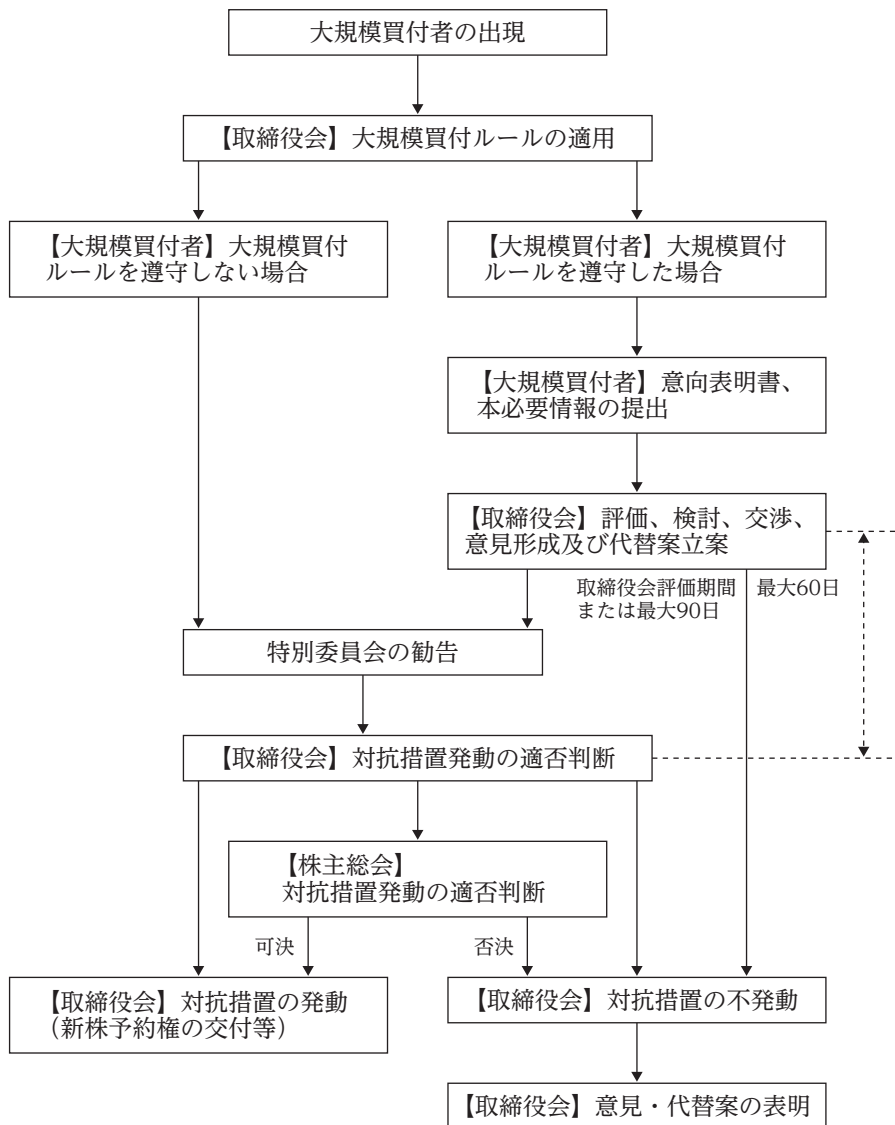
本対応方針は当社株主総会で廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。なお、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、スローハンド型の買収防衛策(取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

（ご参考）本対応方針の非継続（廃止）について

本対応方針の有効期間は、2019年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、2019年5月22日開催の取締役会におきまして、本対応方針を継続せず、廃止することを決議しております。

本対応方針の概略図



以 上

本事業報告に記載の金額は百万円未満、株式数は表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	155,988 百万円	(負債の部)	72,901 百万円
流動資産	117,919	流動負債	62,245
現金及び預金	61,769	支払手形及び買掛金	21,927
受取手形及び売掛金	49,507	電子記録債務	15,941
商品及び製品	816	短期借入金	761
仕掛品	2,086	未払法人税等	3,628
原材料及び貯蔵品	1,453	前受金	9,797
その他	2,315	賞与引当金	2,970
貸倒引当金	△27	製品保証引当金	149
		工事損失引当金	1,739
固定資産	38,068	関係会社整理損失引当金	999
有形固定資産	8,293	その他	4,331
建物及び構築物	3,259	固定負債	10,655
機械装置及び運搬具	1,566	長期借入金	342
土地	3,012	役員退職慰労引当金	184
その他	455	退職給付に係る負債	9,745
		その他	382
無形固定資産	313	(純資産の部)	83,087
投資その他の資産	29,461	株主資本	77,765
投資有価証券	18,948	資本金	13,367
長期貸付金	353	資本剰余金	3,768
繰延税金資産	4,809	利益剰余金	60,865
その他	5,459	自己株式	△235
貸倒引当金	△109	その他の包括利益累計額	4,930
		その他有価証券評価差額金	5,389
		繰延ヘッジ損益	8
		為替換算調整勘定	△4
		退職給付に係る調整累計額	△462
		非支配株主持分	390
資産合計	155,988	負債及び純資産合計	155,988

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		121,950
売上原価		94,490
売上総利益		27,460
販売費及び一般管理費		15,856
営業利益		11,604
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	398	
持分法による投資利益	473	
その他	105	997
営業外費用		
支払利息	59	
為替差損	56	
固定資産処分損	58	
貸倒引当金繰入	49	
その他	44	267
経常利益		12,334
特別損失		
関係会社整理損失引当金繰入額	999	
投資有価証券評価損	154	
その他	40	1,194
税金等調整前当期純利益		11,139
法人税、住民税及び事業税	4,178	
法人税等調整額	△ 1,990	2,187
当期純利益		8,951
非支配株主に帰属する当期純利益		97
親会社株主に帰属する当期純利益		8,853

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	13,367	3,768	52,948	△235	69,848
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,570		△1,570
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,853		8,853
連 結 範 囲 の 変 動			656		656
持分法の適用範囲の変動			△22		△22
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	7,917	△0	7,916
当 期 末 残 高	13,367	3,768	60,865	△235	77,765

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	7,161	△46	2	△559	6,557	319	76,725
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,570
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							8,853
連 結 範 囲 の 変 動							656
持分法の適用範囲の変動							△22
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,771	54	△6	96	△1,626	71	△1,555
当 期 変 動 額 合 計	△1,771	54	△6	96	△1,626	71	6,361
当 期 末 残 高	5,389	8	△4	△462	4,930	390	83,087

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

25社

(株)サンプラント、(株)日本サーモエナー、タクマ・エンジニアリング(株)、協立設備(株)、(株)タクマテクノス、(株)北海道サニタリー・メンテナンス、(株)タクマテクノス北海道、タクマシステムコントロール(株)、田熊プラントサービス(株)、(株)ダン・タクマ、(株)環境ソルテック、長泉ハイトラスト(株)、藤沢ハイトラスト(株)、いわて県北クリーン(株)、ひたちなか・東海ハイトラスト(株)、阿南ハイトラスト(株)、くるめハイトラスト(株)、ほくたんハイトラスト(株)、諏訪湖ハイトラスト(株)、今治ハイトラスト(株)、(株)タクマエナジー、町田ハイトラスト(株)、住之江ハイトラスト(株)、
臺田環工股份有限公司、SIAM TAKUMA Co., Ltd.

なお、当連結会計年度より、田熊プラントサービス(株)、今治ハイトラスト(株)及び町田ハイトラスト(株)の相対的重要度が増加したため、連結の範囲に含めております。また、新たに設立した住之江ハイトラスト(株)を連結の範囲に含めております。一方で、連結子会社であったカンポリサイクルプラザ(株)は、重要性の観点から、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

エナジーメイト(株)

非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、また、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

0社

(2) 持分法適用の関連会社の数

3社

栃木ハイトラスト(株)、(株)カツタ、(株)アール・ビー・エヌ

なお、(株)市原ニューエナジーについては、保有する株式を譲渡したことから、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社の名称等

(株)エコス米沢、正熊機械股份有限公司

これらの会社は、それぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

SIAM TAKUMA Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価については、その他有価証券で、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
- ② 商品及び製品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
仕掛品の評価については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
原材料及び貯蔵品の評価については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、主として定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金は、製品納入後のアフターサービス費の支出に備えるため、保証期間内のアフターサービス費用見積額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金は連結会計年度末受注残となる請負工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注金額を大幅に超過することが判明したものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる超過額を計上しております。
- ⑤ 関係会社整理損失引当金は、関係会社の整理に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金について、一部の連結子会社では、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

請負工事については、当連結会計年度末までの進ちょく部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進ちょく率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（主として10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（主として10年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

税効果会計に係る会計基準の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1 2 8 百万円
機械装置及び運搬具	2 4 百万円
投資有価証券	1 5 0 百万円
現金及び預金	2 7 3 百万円
計	5 7 6 百万円

また、工事契約履行保証として、定期預金86百万円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金

36百万円

計

36百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,593百万円

3. 保証債務

関係会社の借入金に対する保証債務

208百万円

なお、再保証をうけているものについては、再保証額控除後の金額を記載しております。

4. 国庫補助金による圧縮記帳累計額

844百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における種類ごとの発行済株式の総数

普通株式

83,000千株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	746	9円	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	829	10円	2018年9月30日	2018年12月4日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(1) 配当金の総額

995百万円

(2) 1株当たり配当額

12円

(3) 基準日

2019年3月31日

(4) 効力発生日

2019年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金としての資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しているほか、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結するなど流動性リスクに備えております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約についてはその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	61,769	61,769	—
(2) 受取手形及び売掛金	49,507	49,507	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	14,942	14,942	—
資産計	126,219	126,219	—
(1) 支払手形及び買掛金	21,927	21,927	—
(2) 電子記録債務	15,941	15,941	—
(3) 未払法人税等	3,628	3,628	—
(4) 短期借入金（※1）	645	645	—
(5) 長期借入金（※1）	458	461	2
負債計	42,601	42,603	2
デリバティブ取引（※2）	11	11	—

（※1）長期借入金には、連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定の長期借入金の金額（116百万円）が含まれております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示することとしております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは主として短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払法人税等、並びに(4) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先の金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式 非上場株式	3, 8 1 0
その他有価証券 非上場株式	1 9 4

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1, 0 0 0円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1 0 7円10銭 |

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	121,067 百万円	(負 債 の 部)	54,373 百万円
流 動 資 産	88,253	流 動 負 債	48,810
現 金 及 び 預 金	46,202	支 払 手 形	1,600
受 取 手 形	2,637	電 子 記 録 債 務	13,390
売 掛 金	35,858	買 掛 金	13,058
仕 掛 品	862	短 期 借 入 金	100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	171	1年内返済予定の長期借入金	80
短 期 貸 付 金	543	未 払 金	2,389
未 収 入 金	627	未 払 法 人 税 等	3,363
そ の 他	1,348	前 受 金	9,437
		賞 与 引 当 金	1,851
固 定 資 産	32,814	製 品 保 証 引 当 金	77
有 形 固 定 資 産	4,165	工 事 損 失 引 当 金	1,733
建 築 物	1,185	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	999
構 築 物	182	そ の 他	730
機 械 及 び 装 置	562	固 定 負 債	5,562
土 地	1,959	長 期 借 入 金	240
そ の 他	276	退 職 給 付 引 当 金	5,321
		そ の 他	1
無 形 固 定 資 産	174	(純資産の部)	66,694
投 資 そ の 他 の 資 産	28,473	株 主 資 本	61,321
投 資 有 価 証 券	14,994	資 本 金	13,367
関 係 会 社 株 式	4,713	資 本 剰 余 金	3,907
長 期 貸 付 金	2,502	資 本 準 備 金	3,907
繰 延 税 金 資 産	2,386	利 益 剰 余 金	44,081
そ の 他	4,497	そ の 他 利 益 剰 余 金	44,081
貸 倒 引 当 金	△ 621	繰 越 利 益 剰 余 金	44,081
		自 己 株 式	△ 35
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,373
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,365
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	8
資 産 合 計	121,067	負 債 及 び 純 資 産 合 計	121,067

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	13,367	3,907	3,907	38,093	38,093	△34	55,333
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△1,576	△1,576		△1,576
当 期 純 利 益				7,564	7,564		7,564
自 己 株 式 の 取 得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	5,987	5,987	△ 0	5,987
当 期 末 残 高	13,367	3,907	3,907	44,081	44,081	△35	61,321

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	百万円 7,112	百万円 △43	百万円 7,068	百万円 62,402
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,576
当 期 純 利 益				7,564
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,747	52	△1,695	△1,695
当 期 変 動 額 合 計	△1,747	52	△1,695	4,292
当 期 末 残 高	5,365	8	5,373	66,694

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 仕掛品の評価については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
原材料及び貯蔵品の評価については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 有価証券の評価については、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券で、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 製品保証引当金は、製品納入後のアフターサービス費の支出に備えるため、保証期間内のアフターサービス費用見積額を計上しております。
- (4) 工事損失引当金は事業年度末受注残となる請負工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注金額を大幅に超過することが判明したものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる超過額を計上しております。

- (5) 関係会社整理損失引当金は、関係会社の整理に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

請負工事については、当事業年度末までの進ちょく部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進ちょく率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類を作成するための基本となる事項

- (1) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

税効果会計に係る会計基準の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表の注記**1. 担保に供している資産及び担保に係る債務****(1) 担保に供している資産**

関係会社株式	703百万円
長期貸付金	102百万円
流動資産（その他）	2百万円
計	808百万円

(2) 担保に係る債務

関係会社の短期借入金	36百万円
計	36百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,781百万円

3. 保証債務

関係会社の借入金に対する保証債務 208百万円

なお、再保証をうけているものについては、再保証額控除後の金額を用いて計算しております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,919百万円
短期金銭債務	2,283百万円
長期金銭債権	2,502百万円

損益計算書の注記**関係会社との取引高**

売上高	2,726百万円
仕入高	5,843百万円
その他の営業取引高	186百万円
営業取引以外の取引高	1,358百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 47千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称	議 決 権 等 の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	カンポリ サイクル プラザ(株)	直接 80.0	当社製品による 廃棄物処理	資金の貸付	290	短期貸付金	－
						長期貸付金	－
子会社	いわて県北 クリーン(株)	直接 51.0	当社製品による 廃棄物処理	－	－	短期貸付金	250
		間接 38.0				長期貸付金	2,180

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1 資金の貸付について、利率・返済期間等は一般取引と同様に決定しております。
- 2 子会社への貸付金に対し、600百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において4百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
なお、子会社への貸付金のうち5,920百万円については直接減額しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 804円01銭
- 2. 1株当たり当期純利益 91円18銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 タ ク マ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 正 紹 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タクマの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 タ ク マ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 正 紹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タクマの2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社 タ ク マ 監査等委員会

常勤監査等委員	榎本 康	㊤
監査等委員	佐竹 弘通	㊤
監査等委員	岩橋 修	㊤
監査等委員	村田 実	㊤

(注) 監査等委員佐竹弘通、岩橋修および村田実は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内略図

■ 会場

当社 本社 1 階大会議室

兵庫県尼崎市金楽寺町 2 丁目 2 番 33 号

電話 06-6483-2609

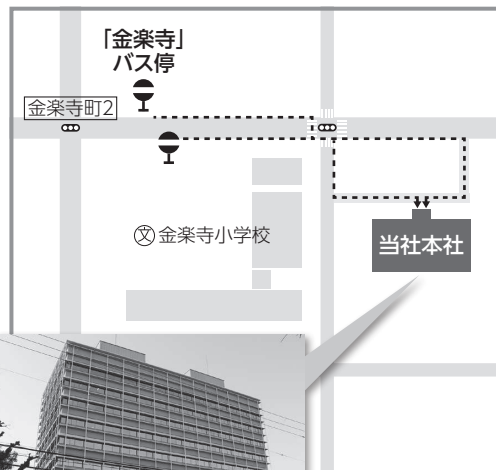
■ 交通のご案内

JR東海道本線「尼崎駅」南口

- ・ 徒歩 12 分
- ・ 阪神バス乗車約 3 分 (4 番のりば)
「金楽寺」停留所 下車 徒歩 2 分

阪神電鉄「尼崎駅」北口

- ・ 阪神バス乗車約 10 分 (3 番のりば)
「金楽寺」停留所 下車 徒歩 2 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

